

# 施設使用料改定前

(令和元年12月31日まで)

## □中央公民館

使用区分		施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)	
本館	集会室102	190円	
	町民娯楽室103	570円	
	研修室201	380円	
	研修室202	380円	
	和室203	190円	
	調理実習室204	570円	
	視聴覚室205	380円	
	大会議室301東	380円	
	大会議室301西	380円	
	研修室303	190円	
	研修室304	380円	
	研修室305	380円	
	研修室307	190円	
	研修室308	380円	
多目的ホール	ホール	2,160円	
	設備	階段式座席 1使用につき	8,640円
		ピアノ 1使用につき	2,160円
	練習室1	570円	
	練習室2	570円	

## □坂部公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	760円
第1会議室	380円
第2会議室	380円
調理実習室	380円

## □中部公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	600円
第1会議室	380円
第2会議室	380円
調理実習室	540円

□板山公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	760円
第1集会室	380円
第1会議室	220円
第2会議室	220円
調理実習室	540円
小集会室	220円

□草木公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	1,140円
研修室	380円
第1会議室	380円
第2会議室	540円
第3会議室	220円
調理実習室	760円

□宮津公民館

使用区分	施設使用料 (別に定めのあるものを除き1時間につき)
講堂	760円
研修室	380円
会議室	380円
第1集会室	380円
第2集会室	220円
第3集会室	380円
調理実習室	760円

暖房又は冷房設備を使用するときは、この表の金額の20%増しの金額とする(10円未満の端数は切り捨てた額)